

第9章 運営のための方策

【基本方針】

3箇所指定地における周辺環境にも配慮した保存と『おくのほそ道』を介した一体的な活用を効果的に推進するために、市内の文化財・教育・観光・まちづくりに関連する部署間で十分に調整を図る。あわせて、地域住民・団体や県内外の名勝おくのほそ道の風景地に関連する機関との積極的な情報交換や連携を推進する。

- 保存と活用が相乗的に効果を発揮できるような運営を目指し、進捗状況を評価・点検しつつ、必要に応じて改善を図ることができるような体制を整備する。
- 名勝おくのほそ道の風景地に関連する他地域との情報交換や、市民交流・学术交流等が図れるような運営体制を整備する。
- 多様な方法で資金を確保しながら、保存と活用の持続的な推進ができるような体制を整備する。
- 指定地の本質的価値を教育・観光・まちづくりの資源として活用することができるように、関係部局や機関との調整を図る。
- 県内の指定地を有する仙台市・岩沼市・塩竈市と積極的に情報交換を行い、宮城県の助力も得ながら県内における名勝おくのほそ道の風景地の一体となった保存と活用を目指す。また、県外の指定地を有する自治体とは、おくのほそ道の風景地ネットワークを介した広域的な情報交換・PRを行う。
- 指定地の周辺地域を含めた一体的な運営ができるよう、地域住民や関係団体・機関との連携を行う。
- 本計画で判断できない事案が発生した場合には、文化庁と宮城県教育委員会との協議を踏まえ、地域・関係団体等の意見を聴取しつつ対応する。

1 共通する方策

(1) 維持管理

- ・通年計画を作成し、業務を進める中で内容を改善しながら運用する。
- ・専門家の意見を維持管理業務に反映させることができるように、学術機関や有志団体との連携体制の強化を図る。特に樹木については、植物の専門家や樹木医等の意見を聴取しながら対応する。
- ・現状変更等の取扱いについては、多賀城市教育委員会事務局文化財課が担当し、宮城県教育委員会文化財保護課、宮城県多賀城跡調査研究所と情報共有し、必要に応じて多賀城跡連絡協議会で協議する。

(2) 調査研究

- ・多賀城市埋蔵文化財調査センターを基幹施設と位置づけ、学術機関等と連携を図りながら地域の総合的な研究を推進する。

○多賀城市埋蔵文化財調査センター条例（昭和61年12月16日 条例第23号）
第2条 遺跡の発掘で出土した考古資料その他の歴史に関する資料を収集し、保管し、及び展示し、併せてこれらの資料に関する調査研究等を行い、もって市民の文化の向上に資するため、埋蔵文化財調査センター（以下「センター」という。）を設置する。

(3) 広報・公開

- ・多賀城市埋蔵文化財調査センターを基幹施設と位置づけ、普及啓発活動を推進する。指定地の本質的価値を教育・観光・まちづくりの資源としても活用できるように、教育委員会事務局各課や観光部局及び都市計画部局との情報共有・調整を図る。
- ・普及啓発にあたっては、俳句や短歌など、文学にかかわる団体をはじめ、史跡愛好団体・観光団体、郷土芸能団体などと連携を図る。

2 壺碑（つぼの石ぶみ）の運営

(1) 維持管理

- ・多賀城市教育委員会事務局文化財課による特別史跡多賀城跡附寺跡としての一元的な維持管理を継続するなかで、名勝おくのほそ道の風景地の指定地も維持管理する。
- ・宮城県教育委員会・宮城県多賀城跡調査研究所・東北歴史博物館との情報共有を密にし、必要に応じて多賀城跡連絡協議会で協議しながら調整を図る。

(2) 整備

- ・多賀城市教育委員会が策定した特別史跡多賀城跡附寺跡第3次保存管理計画及び宮城県教育委員会が策定した特別史跡多賀城跡附寺跡整備基本計画に基づき、特別史跡としての整備を進めながら名勝としての修景や景観向上等も実施する。整備基本計画の策定主体である宮城県教育委員会及び宮城県多賀城跡調査研究所との調整を十分に図る。

3 興井・末の松山の運営

(1) 維持管理

- ・多賀城市教育委員会事務局文化財課と地元住民・地元団体が協働しながら維持管理できるような体制を構築できるように調整する。
- ・末の松山については、マツの後継樹を育成するとともに、育成に協力できる個人や関係

団体等との調整を図る。

(2) 整備

- ・当面は多賀城市歴史的風致維持向上計画及び多賀城市景観計画に基づき、歌枕環境整備事業として実施する。歴史的風致維持向上計画を担当している多賀城市建設部都市計画課と多賀城市教育委員会事務局文化財課が連携しながら、関係部署と十分に調整しつつ実施する。



多賀城跡連絡協議会の様子



埋蔵文化財調査センター展示室



関連する計画